

第五節

西伯利及滿洲地方ニ於ケル軍用
時並ニ通信所時計ノ規正

南滿洲及今次出兵地域内ニ於ケル我軍用時ニ關
シテハ大正七年十二月十二日附録第一ノ如ク定
メラレ陸軍省副官ヨリ陸軍一般ニ通牒セラレタ
リ次テ翌年六月十八日ヨリ西伯利ニ於ケル鐵道
時ヲ一時間進メタル爲同年七月十四日西發第七
三七號ヲ以テ附録第二ノ如ク訂正セラレ又同年
九月二十四日ヨリ西伯利ニ於ケル鐵道時ヲ一時
間繰下ゲタル爲同年十月九日西發第一〇八一號

天大

以下附録第三ノ如ク訂正セラレタリ而シテ後
 貝加爾管内ニ於ケル軍用時ヲ刊定時ニ依ルユト
 ニ改メラレタル為大正九年五月三十一日西發第
 五一六號ニ依リ附録第四ノ如ク訂正セラルル次テ
 烏蘇里鐵道廳ニ於テ鐵道時ヲ一時間進メタル為
 翌十年五月十八日西發第四九二號ニ依リ附録第
 五ノ如ク訂正セラレタルモ同月二十六日沿海州
 ノ改變ニ伴ヒ烏蘇里鐵道廳ハ新政權ノ命令ニ依
 リ五月二十八日夜十二時ヲ以テ同日午後十一時
 ニ改正シ附録第四ノ哈爾賓鐵道時ト同一トナレリ

依テ我軍用時ハ變更ヲ要セサルコトナリ之カ
為本年五月西發第四九二號ニ依ル訂正ハ中央部
ノ指示ニ依リ一時其實施ヲ見合セ従前軍用時ヲ
使用セリ

附録第一

西發第八九四號

西伯利及滿洲地方ニ於ケル軍用時ニ關スル件

大正七年十二月十二日 陸軍少副官 和田龜治

西伯利及滿洲地方ニ於ケル我軍ノ使用時ハ大正

八年一月一日以降左記鐵道時ヲ標準トシ電信郵

便並ニ其他ノ公用時ニ使用スルコトト被定候條

及通牒候也

追而別表各地方時計算表為參考添付致置候

左記

六八

南 滿 方 面

東清及烏蘇里鐵道管区内
後貝加爾及黑龍鐵道管区内

考

滿洲時（大連）

哈爾濱時

イルクツシ時

2421

別紙

各地方時刻計算表

場 所	區 分	東京標準		各地方時刻差					
		上 於 各 地 方 時 刻	下 於 各 地 方 時 刻	知 多	大 連	哈 爾 濱	浦 潮	ハ バ ロ フ ス ク	
東 京	東 京	一 二 〇 〇	七 〇 二	二 〇 六	一 三 三	一 〇 〇	〇 三 七	〇 一 六	〇 〇 四
ハ バ ロ フ ス ク	東 京	一 一 五 六	六 五 八	六 〇 二	一 三 九	〇 五 六	〇 三 三	〇 一 二	
浦 潮	東 京	一 一 四 四	六 四 六	一 五 〇	一 二 七	〇 四 四	〇 二 一		
哈 爾 濱	東 京	一 一 三 三	六 三 五	一 三 九	〇 五 六	〇 三 二			
大 連	東 京	一 一 〇 〇	六 〇 二	一 〇 六	〇 三 三				
知 多	東 京	一 〇 三 七	五 二 九	〇 三 三					

六九

2422

イトクーツク	イログラード
九、五、四 (の三三)	四、五、八
四、五六	

附錄第二

西發第八九四號

西伯利及滿州地方ニ於ケル軍用時ニ關スル件

大正七年十二月十二日 陸軍省副官 和田龜治

西伯利及滿州地方ニ於ケル我軍ノ使用時ハ大正

八年一月一日以降左記鐵道時ヲ標準トシ電信郵

便並ニ其他ノ公用時ニ使用スルコトト被定候條

及通牒候也

追テ別表各地方時刻表爲参考添付致置候

左記

七〇

別表

各地方時刻表

場所	區分	東京時	滿洲時	哈爾濱鐵道時	ソウツク鐵道時
東京正午ニ於テ各地方時刻		正午	午前 一一〇〇	午後 〇二三	午前 一〇五四

南滿方面
 東清及烏蘇里鐵道管區内
 後貝爾及烏龍鐵道管區内
 滿州時 一大道
 哈爾濱時
 ソウツク時

附錄第三

西發第八九四號

西伯利及滿州地方ニ於ケル軍用時ニ關スル件

大正七年十二月十二日 陸軍省副官 和田龜治

西伯利及滿州地方ニ於ケル我ノ軍ノ使用時ハ大

正八年一月一日以降左記鐵道時ヲ標準トシ電信

郵便並ニ其他ノ公用時ニ使用スルユトト被定候候

及通牒候也

追テ別表各地方時刻表爲參考添付致置候

左記

別表

各地方時刻表

南滿方面
 東清及烏蘇里鐵道管区内
 後貝加爾及黑龍鐵道管区内
 滿洲時(大連)
 哈爾濱時
 イルクーツク時

場所	區分	東京時	滿洲時	哈爾濱鐵道時	イルクーツク鐵道時
東京正午ニ於ケル各地方時刻		正午	午前	午後	午前
		一二時 <small>分</small>	一一〇〇	一一二三	九五四

附録第四

西發第八九四號

西伯利及滿州地方ニ於ケル軍用時ニ關スル件

大正七年十二月十二日 陸軍省副官 和田龜治

西伯利及滿州地方ニ於ケル我軍ノ使用時ハ大正
八年一月一日以降左記鐵道時ヲ標準トシ電信郵
便並ニ其他ノ公用時ニ使用スルユトト被定候條
及通牒候也

追テ別表各地方時刻表為參考添付致置候

左記

2427

二二

別表

各地方時刻表

場所	區分
東	東京時
滿洲	滿洲時
哈爾濱鐵道時	哈爾濱鐵道時
平	平

東京正午	於各地方時刻
正午	一、二〇〇分
午前	一、一〇〇
午前	一、二〇〇
午前	一、三〇〇

南滿方面
東清及烏蘇里鐵道管區内
後貝加爾鐵道管區内

滿洲
哈爾濱
平

附錄第五

西發第八九四號

西伯利及滿州地方ニ於テ軍用時ニ關スル件

大正七年十二月十五日

陸軍省副官 和田龜治

西伯利及滿州地方ニ於ケル我軍ノ使用時ハ大正
八年一月一日以降尤記鐵道時ヲ標準トシ電信郵
便並、其他ノ公用時ニ使用スルコトト被定候條
及通牒候也

追テ別表各地方時刻表爲参考添付致置候

尤 記

2429

別表

各地方時刻表

場所	區分	東京時	滿州時	哈爾濱鐵道時	烏蘇里鐵道時
東京正午。於各地方時刻		正午	午前	午前	午後
		一〇〇 <small>分</small>	一〇〇	一〇二 <small>分</small>	〇二 <small>分</small>

南滿方面
東支鐵道管區内
烏蘇里鐵道管區内

滿州時 (天連)
哈爾濱鐵道時
烏蘇里鐵道時

七三

二通信所時計規正

通信所時計規正ニ關シテハ大正七年十月十五日

次ノ如ク制定セリ

自今浦潮通信所ハ京城局ニ哈爾濱通信所ハ京城

局スハ長春局ヲ基準トシテ規正スハシ而シテ大

正八年十二月二十日通信所用時刻規正ハ船橋無

線時報ニ據ルコトトシ京城局及長春局ヲ基準ト

スルコトハ同日限り廢止セリ次テ臨時第一電信

隊長ハ大正九年六月三十日又臨時電信隊長ハ大

正十年一月四日通信所時計規正ニ關シ次ノ如ク

夫決命令セリ

七四

一 通信所用時計規正ノ件命令（臨一電長）
通信所ノ時計規正方自今在ノ方法ニ據ルヘシ

一 浦潮哈府無線電信所ハ中央標準時午後九時ノ
船橋無線電信局ヨリ發スル時報ニ依リ自所ノ
時計ヲ規正ス但シ中央標準時ノ午後九時ハ哈
府及浦潮ニ於テハ午後八時ニシテ分トス

二 上記無線電信所ハ毎日午前八時浦潮哈府通信
所ノ時刻ヲ通報ス

三 浦潮通信所ハ電信教範草案第四編（大正七年八
2432

月改正) 第一百八十二條之依リ各通信所ノ時計ヲ
 規正ス但シ尼市(之ヲ合ス) 以北ノ各通信所ハ
 哈府ヨリ送時スルモノトス

ニ通信所用時計規正方ノ件命令 (臨電長)

通信所時計規正方自介在ノ方法ニ據ルヘシ

(哈爾賓使用ノコト)

一 浦潮哈市無線電信所ハ中央標準時午後九時ノ
 船橋無線電信局ヨリ發スル時報ニ依リ自所ノ
 時計ヲ規正ス但シ中央標準時ノ午後九時ハ哈
 爾賓時ノ午後八時ニ十三分トス

二 上記無線電信所ハ毎日午前八時浦潮哈市通信所ニ時刻ヲ通報ス

三 浦潮哈市通信所ハ電信教範草案第四編(大正七

年八月改正)第一百八十二條ニ依リ各通信所ノ

時計ヲ規正ス

但シ第一中隊管區ハ哈市通信所ヨリ第二第三中隊管區ハ浦潮通信所ヨリ送時スルモノトス

第六節

参考事項

其一

通信ニ関スル規定(大正八年四月臨

時第一電信隊ニテ制定)

一、通信ノ秘密嚴守及ヒ電報原書ノ保管ハ軍事上

最モ重要ナル事項ニシテ曰露共同勤務ノ通信

所ニ在リテハ一層監督ヲ嚴ニシ失態ヲ来タサ

サル如ク常ニ注意スヘシ

二、電線路ニ被害アリタル時ハ其都度被害ノ日時

場所及ヒ状況等ヲ記載シ該書類ハ其被害状況

ヲ現認セル露国官吏(電信局又ハ停車場職員止

三

ムヲ得サレハエカニテモ可ナリノ署名ヲ受ケ
之ヲ本部へ送付スヘシ

三、線路障碍電報事故等ニ関スル所報ノ本文ハ可
成所報略辨ニ依リ略辨ヲ以テ記載スヘシ
但シ相當ノ略辨ナク普通辭ヲ用ルトキ簡明ニ

記載スルヲ要ス

四、當隊各中隊ノ保線担任区域及ヒ中隊所在地左

ノ通り定ム

隊名	所在地	担任区域
第一中隊	武市	後貝加爾州境界—ホスゼツカ東端 ホチカレオ南端—スルコン北端
第二中隊	哈府	ホスゼツカ東端—ハバロフスク—ホシ河右岸
第三中隊	浦潮	ドルミドント—ホチカラエテ—ホチカラエテ東端 浦潮—ホチカラエテ—ホチカラエテ東端
第四中隊	哈府	前隊担任ノ無線電信ノ通信連絡

五、軍用電信報業信ニ関シ軍司令官ニ於テ特許セララル
モノ尤ノ如シ

三

<p>通常官報</p>	<p>通常官報 <small>(紫綴上 別入 八七ノニ限ル)</small></p>	<p>通常官報 <small>(官憲取敢ノ子ニ限ル)</small></p>	<p>全右</p>	<p>全右</p>	<p>全右</p>	<p>至急 通常官報</p>	<p>電報ノ種類</p>
<p>自大正八年八月十四日 至大正八年八月十四日</p> <p>六月間</p>	<p>自大正八年七月九日 至大正八年七月九日</p> <p>六月間</p>	<p>自大正八年十月十五日 至大正八年十月十四日</p> <p>一年間</p>	<p>自大正七年三月十六日 至大正八年六月十五日</p> <p>六月間</p>	<p>全右</p>	<p>全右</p>	<p>自大正八年四月二十日 至大正八年四月二十日</p> <p>一年間</p>	<p>有効期間</p>
<p>朝鮮總督府通譯官 日本總領事館派遣員 木藤克己</p>	<p>日本基督教青年會軍隊 顧問部長藤田逸男</p>	<p>松田銀行</p>	<p>正金銀行</p>	<p>各憲兵分隊長</p>	<p>各憲兵隊長</p>	<p>憲兵隊司令官</p>	<p>職氏名</p>

六、電報原書類ノ處理ハ左ノ各項ニ據ルヘシ

不(通)電(信)所長ハ電報原書類名表及ヒ使用濟現

字紙(鑽孔紙)ヲ一月上中下三旬ニ分テ整理

シ每旬三ノ日ヲ以テ書留郵便又ハ確實ナル

方法ニ依リテ之ヲ中隊長ニ送呈スヘシ

口、中隊長ハ各通(電)信所ヨリ送付シ来レル電報

原書及ヒ件名表ヲ檢査シ一月毎ニ取纏メ毎

月十五日迄ニ之ヲ本部ニ送呈スヘシ

但シ使用濟現字紙(鑽孔紙)ハ中隊長立會ノ上

四八

之ヲ燒棄スルモトス

前二項ハ是八年五月三日陸一電命
ヲ以テ何々如ク改定セリ

七、各通(電)信所ハ毎旬第一日迄ノ件ヲ所屬中隊長

ニ電報スヘシ

中隊長ハ之ニ依リ通信旬報ヲ作製シ毎旬第三

日迄ニ本部ニ發送スルモノトス

甲前旬中一日最多電報取扱通数(前旬中最モ多

ク取扱ヒタル日ノ電報通数ヲ回線(無線ハ對

向通信所ヲ以下同ニ)兼信中継ニ區別シタル

数ニシテ有線ヨリ無線ニ又無線ヨリ有線ニ

移レタルモノハ中継トスルコトナク兼着信

トシテ計上ス

乙. 平均一日ノ通数(前句中回線毎ニ區別ニヤル

一日平均取扱通数)

丙. 一通平均字数(前句中取扱ヒタル各回線毎ニ

區別ニヤル電報ノ本文ノミノ字数)

右電報報告ノ次ノ文例ニ依ルヘシ

(旬報電報文例)

旬報	回線名	甲	發信	通数	着信	通数
三ホリ	今イマニ	ヨリ	ハツ	ニ五	マア	ニ八

上

八、電信電話回線回註記法並ニ通信旬報ノ様式ハ

左記ニヨルヘシ

但ニ第四中隊ハ左ノ各表ニ基キ適宜取捨スヘシ

電報通数	六〇	丙	字数	一三〇
甲 發信	三〇	ハツ	着信	三〇
通数	五〇	マツ	通数	二五
乙 取扱	三〇	マツ	中継	三〇
通数	一五〇	マツ	通数	三〇
丙 字数	一三八	マツ	回線名	三〇
ウライマン	三〇	マツ		

(1) 電信電話回線回註記符號

日本添架線及新設線

露國線

日本現字機

露國現字機

日本二重機

露國自働機

電話機

露國無線電信所

日本無線電信所



移動式無線電信所(開設ヒカルキ)

全

(開設ヒアラサルキ)

通信員及建築員ノ配置並ニ豫備器材ハ電信電話

回線図ニ附記セズ別表ヲ調製スヘシ

(四)通信旬報

野戦兵站勤務令附表第十(無線電信隊勤務令附

表第六)ニ據ル

(ハ)

通信建築員配置表

中月
隊号

備考	計	通信所名			通信員		建築員 配置率	摘要
		船校(校師)	下士(技手)	兵卒	兵卒	兵卒		
予備現字機及電話機数ヲ記載スベシ								

11

(二) 建築作業状況

月旬
中隊号

隊	進	度	作	業	種	類	作	業	日	数	手	均	日	費	働	時	心	摘	要

(ホ) 線路障碍報告

回	線	名	已	間	障	碍	発	生	障	碍	復	障	碍	種	類	及	原	因	取	置	大	要

備考

二將校参考ト儿(工事項)
二残材料(線路何三令半永之材料何三令等)

知多	哈爾濱	武市	哈府	浦潮	宇都宮	小倉	陸軍	通信所名
							九三〇	平均經過時分
							一六五五	最大經過時分
							二〇四八	最大給過時分
								摘要

(ハ) 主要通信所間電報經過時分表
 中日隊号

<p>フルヤセアア</p>	<p>満州里</p>	<p>備 考</p>
		<p>奉天ハ線路障礙及ヒ事故照復等ノ爲メニ多ク、経過時ヲ</p>
		<p>要シタル電報ニ付シテハ之ヲ計上セザルモノトス</p>

二

九、各先所報ハ左記方法ニ據リテ傳送スヘシ

(一) 中隊所在地タル武市哈府及浦潮ヲ以テ分配

通信所ト定ム

(二) 各通信所ヨリ各先所報ヲ彙スルトキハ先名

ヲ各ト記載シ所属中隊ノ分配通信所ヲ着所

トシ之ヲ傳送スヘシ臨時第二電信隊所属通

- 信所ヨリ受信セル場合モ亦同シ
 但シ線路障礙ノ爲メ前項ニ據リ難キ場合ニ
 ハ相當所内心得ヲ附シ他ノ中隊ノ分配通信
 所トシ傳送スヘシ
- (ハ) 分配通信所ニ於テ各宛所報ヲ受信シタルト
 キハ自己中隊内各所ニ分送スルト共ニ他ノ
 直通分配所ニモ之ヲ傳送スヘシ
- (ニ) 分配通信所ニ直通回線ヲ有セサル通信所及
 分配通信所相互間ニシテ直通線不通ノ爲メ
 他線ヲ迂回シテ傳送スル場合ニハ其分配通

信折ヲ着折トシ中継信符號ヲ用ヒ相当中継
所ニ送信シ其中継ハ一般中継信ノ例ニ依リ
送受スハシ

(ホ) 今配通信所ニ於テ各折宛所報ヲ受信シタル
トオハ之ヲ一般ニ通報スルノ必要ナシト認
ムルモノハ其必要ト認ムル回線ニ限り傳送
シ又ハ全ク其傳送スルコトヲ得此ノ場合ニ
於テハ其旨原書ノ餘白ニ記載シ置クヘシ
但シ當隊本部ヘハ必ス報告スルヲ要ス
(ハ) 臨時第二電信隊ヘ傳送スルモノハ前各項ノ

要領ニ據リ浦潮(武市)ヨリ哈爾濱(知多)ハ傳送

スヘシ

一〇 繁劇ナル通信所ニアリテハ通信手ハ其送受
シタル電報ニ自己ノ略名ヲ以テ記名スルコト
ヲ得所長ハ通信手記名簿ヲ備ヘ置キ其略名ヲ

登記シ置クベシ

三 電線路障碍等ニツテ一時通信不能ニ陥リタル
如キ輕易ナル事項ヲ通報スル所報ニハ障碍所

報ヲ用フルコトヲ禁ス

三 無線ヨリ有線ニ入リ有線ヨリ無線ニ入ルハキ

ハ四

電報ハ総テ中継トシテ取扱ヒ、某所某所間無線
若クハ某所某所間有線ノ所内心得ヲ添付ス、
シ

三、本規定第二ノ電線路被害状況報告ハ左記様式
ニ依ルモノトス

様式

電線路被害状況報告

田線名	被害時刻	修理完成時刻	被害場所	被害状況	原因	備考
ホチカレオーロフ口線(剛)	大正八年 月 日午後 時	大正八年 月 日午後 時	ホチカレオースレドネーリ間電柱何号何号間	碍子破損シ電線切断	暴風雨ノ為メ………何々ノ為メト認ム	假修繕ヲ爲シ置キタリ等

2453

隊辨 官名

憲國現認者官職署名

補修者 何誰

八五

其二 通信ニ関スル内規 (大正八年十二月實施
臨時三中队ニ於テ制定)

通信業務ハ總テ通信教範ニ準據シテ之ヲ實施ス
ハキモノトス本内規ハ右教範ニ示レアラサルモ
特ニ必要ト認ムル事項並ニ適用困難ナル事項ヲ
規定シタルモノトス

通則

第一條 使用機械ハ通信員ノ技挿ト回線ノ繁簡ト
ヲ顧慮シ之力相當已介ヲ明示スベシ

但シ通信員相互、協同一致ハ電報速達上ノ要
訣ト知ルベシ

第二條電報ノ秘密嚴守ニワキテハ極力意ヲ用ヒ
受付送受配達ノ時ハ勿論通信所ニ保管中ト雖
モ嚴ニ之カ漏泄ヲ防カサルヘカラス若シリレ
一方ニ於テ取締ヲ嚴ニスルモ他ノ一方ニ欠ク
ル所アラシカ馬ンゾ能ク秘密保護ノ目的ヲ達
スルコトヲ得ンヤ

第三條秘密嚴守ニワキテハ第六十五條ニ示ス外
特ニ尤、件ニ注意スヘシ

ノリ

不用ニ歸レタル現字紙並ニ書キ損レタル電報
 ハ決ニテ之ヲ破棄スルコトナク検査係(交付配
 達係)ニ交付スヘシ検査係ハ之ニ不用ト朱書シ
 不用電報及現字紙ニ區分シテ整理ノ上毎日所
 長ニ提出スヘシ

2. 機械室(浦洲通信所)ニテハ所長室(ヤ)ニハ狼リニ
 他人ヲ立入ラシムヘカラス

3. 整理済ノ原書ハ鍵ヲ有スル箱等ニ收納シ所長
 室ニ保管シ置キ其出入納ハ所長自ラ之ヲナスモ
 ノトス

夫所長ハ電報検査ヲ密ニシ取扱上ノ状況ヲ熟知

シ折頁ヲ指導監督スルハ勿論能ク件名表ト對

照シ電報ノ漏泄セザル様特ニ注意スベシ

外原書ヨ中隊ニ送附スルニハ梱包ヲ嚴ニシ必ス

書留又ハ特使ヲ以テスヘシ

ノ電報ニ関シ取扱上取扱シタル者頭ハ之ヲ他人

ニ漏告スヘカラス

又露國ト同盟内ニ制設シアル通信所ニアリテハ

特ニ微細ト走ト至ルマテ注意スヘシ

第四條 滿洲通信所ヨリ京城内地方通ニ發送ス

ト

ル電報ハ特ニ定ムル所ノ外通信法規ニ據ルベ

シ

但シ京城内地方面ヨリ着信ノモノハ陸軍々用

電報規則ニ準據スルモノトス

第五條 電報其他書類ノ締切時刻ハ哈爾濱時ノ

午前零時トス

第六條 正午時ハ浦潮通信所ニ於テ京城局ヨリ

受ケ之ヨリ三十七分ヲ減シ該所ニ有ル各回

線及哈爾濱市ニ傳送スヘシ

但シ一月一日及日曜日ハ之カ傳送ナサルニ

ノトス

第七條 通信ノ障礙並ニ恢復ニ關スル電報ハ特

ニ緊急ナラザル限リ普通所報ヲ以テスヘシ

第八條 電報ハ確實且ツ迅速ナラザルヘカラス

有シクモ機上ニ於テ口論ヲナシ對者ヲ罵詈ス

ルカ如キ行為ハ嚴禁ス

各通信所ハ左記傳送遲延事故調査簿ヲ作り旬

報ト共ニ報告スヘシ

傳送遲延事故調査簿

ノ電報ヲ遲延ヲ来スヘキ事故アリタル所名

2. 其關係者氏名

3. 月日時刻時間

4. 遅延ヲ来シタル行為ノ要旨

5. 答辯回答ノ要旨

電報交付

第九條 電報数葉ニ亘ル場合ニハ第二葉以下受

信人居所氏名欄内ニ数字(一ニ三等)ニテ順序数

ヲ記載スヘシ

第十條 軍機電報ニ對スル照會回答ニハ至急所

報ヲ以テスヘシ

八八

第十一條 障礙其他ニ関スル所報ノ本文ハナル
 ハク簡略ニスル爲之ニ適應スル畧號ヲ以テス
 ヘシ

第十二條 濁矣半濁矣ハ片假名ニ附記スルヲ本則
 トスト雖モ数字等ニ附記スルモノハ其儘之ヲ
 受付クルハ妨ケナシ而シテ其旨順序ヲ經テ尅
 信人ニ通報スヘシ
 但シ國用線内ニ入ルモノニアリテハ受付不能
 トス

第十三條 記號ハ片假名又ハ数字ニ直接附隨セ

シムル場合ノミニ用アルヲ本別トスルモ記號

ノ重疊(トケリ)等ハ其儘之ヲ受付クヘシ

但シ本文末尾ニ新章ヲ附シタルモノハ受付ノ

際之ヲ除クヘシ

第十四條 時間外取扱ノ指定ハ通信所ニ於テハ

之ヲナササルモノトス

但シ受信人ヨリ特ニ請求アル場合ハ此限リニ

アラス

第十五條 規定ニ違ヒタル賴信アルモ傳送上差

支ヘナキモノハ其儘之ヲ受付ケ後順序ヲ経テ

発信人ニ通報スヘシ

決シテ不穩ナル言辭ヲ弄シ之ト等々等ノ行為

アルヘカラス

第十六條 本文七百字(歐文二百語)以上ニ亘ル電

報ハ其儘之ヲ受付ケ順序ヲ経テ発信人ニ通報

スヘシ

第十七條 障碍所報ニハ「ウナ」ノ指定ヲ附スヘシ

第十八條 回線ヲ異ニシ又ハ局所ヲ異ニセル電

報(三某宛ト同文)ト記載シ賴信シタルモノハ其

儘之ヲ受付ケ畧送又ハ之ニ適應スル手續ヲ十

スヘシ

第十九條 一日突信(着信)二十通以内ノ通信所ハ

一句毎ニ整理ヲナスヘシ

第二十條 和文電報ノ受信人氏名ニ附記シタル

文字及第ニ以下ノ受信人居所氏名並ニ突信人

居所氏名ニ附属スル語字ハ字数ニ算入ス

例ハ受信人氏名ニ「外何名」又ハ「……」同ト附

記シタルモノハ字数ニ算入ス

但シ單ニ「將校團御中等」ト記シタルモノハ字数

ニ算入セズ

オ。

第二十一條 電報受付後障碍ノ爲發送ニ難キモ

ハ発信人ニ其旨通報スヘシ

前記ノ状態中ニ賴信スルモノニ對シテハ其旨

通告スヘシ

第二十二條 正當順路ヲ通過ニ難キ電報ニハ所

内心得ヲ以テ其理由並ニ臨時中継ノ畧符號ヲ

送ルヘシ

第二十三條 電報ノ謄寫ヲ要スル場合ニハ謄寫

取扱者其原書ノ餘白ニ記名スルニ着信モ亦同

シ

上

第二十四條

遠隔シタル官衙並ニ部隊ヨリ電話
共送ノ請求アリタル時ハ予々其届書ヲ徴シ置
キ之ニ應スルコトヲ得

前項ニヨリ取扱ヒタル正當頼信紙ハ當日中ニ

之ヲ提出セシムヘシ

但シ原書ノ餘白ニ電話送信手氏名及自己氏名
ヲ記載シ件名表ノ摘要欄ニ「電話」ト記載シ置ク

第二十五條

電報受付時分ニ於テ書間十二時ハ
午後〇時夜間十二時ハ午前〇時ト記載スヘシ

第二十六條 発所ニ於テ電報傳送後着所違ヒテ
ルコトヲ發見シタル時ハ着所ニ改正ノ所報ヲ

送ルヘシ

第二十七條 電報ノ改正ヲ要求セラレタル場合

ハ原信電報ノ發信原書ヲ相當訂正シ餘白ニ改
正電報(所報)ノ發信月日番號及理由ヲ附記シ置

クヘシ

前項着信ノ場合モ亦同シ

電報送受

第二十八條 同文電報ノ原信ヲ除ク外發信人名

ルニ

ハ送信スルニ及ハス

第二十九條 同一順位ノ電報ハ交番ニ送受スヘ

キモノトス

但シ協議ノ上時間ヲ定メ五ニ連送スル場合ハ
一連送二十分ヲ基準トスヘシ

第三十條 各家所報ノ送受法ハ本部ヨリ送付セ

ラレタル通信ニ関スル規定ニ依ルヘシ

第三十一條 同時挨拶ノ符號ヲ覺知シタル時ハ

上部ノ應答ヲ待ツ為時間ヲ徒費セシムルコト

ナク逐次自前符號ヲ應答スヘシ

三

第三十二條 各家所報ヲ多数ノ回線ニ分送セシ
トスルトキハ其原紙ヲ頼信紙又ハ中継紙ニ騰

寫シ之ヲ各回線ニ分送スルヲ可トスルヤ否ヤ

ハ一ニ狀況ニ依ルヲ以テ當時ニ於ケル機械ノ

狀況ニ依リ之ニ適スル方法ヲ選ムヘシ

騰寫送信者ノ原書ハ回線名ヲ記入シ検査手續

ヲ了シタル後別ニ之ヲ整理シ保管スヘシ

第三十三條 各家所報ヲ各回線ニ分送シタルト

キハ一送信毎ニ矣信一通ト見做スヘシ

第三十四條 二重ニ受取り電報ハ其最初ニ受取

五三

タルモノヲ傳送若クハ配達シ再ヒ到着シタル
モノハ其原書ニ重複ト記載シ之ヲ雜綴ニ綴込

ムヘシ
第三十五條 二重機ニ依ル通信ハ第番號ノ外通

過番號ヲ以テ受信證ハ通過番號ニ依リ行フ

コトヲ得此場合ニ於テ照合者ハ番號表ト對

照シ氏名時分ヲ其位置ニ記載シ置クヘシ

但シ受信證ハ一連送終ル毎ニ交換スヘシ

第三十六條 通過番號ヲ用ヒサル場合ニ於テ受

信證ヲ送り來ル時ハ一々送信済ノ電報ト照合

ニ其照合者ハ送信手名欄ノ下方適當ナル位置
ニ記名スヘシ

第三十七條 自動機通信ニ於テ連送スヘキ電報

鎖孔ニタル時ハ其鎖孔者自己ノ名ヲ送信手名

欄ニ記入シ一列信ノ連送ヲ終リタルトキハ其

終了時分ヲ送信時分欄内ニ記入スヘシ

第三十八條 自動機ニ依リ電報ヲ受信スル時ハ

一列信ノ現字紙中ニ適宜区域ヲ定メ二名以上

ニテ分担受信スヘシ此場合ニ於テハ現字紙ノ

毎區域ニ順次番號ヲ附記スヘシ

但シ一列信小數ニシテ分担受信ノ必要ナキト
キハ此限リニオラス

若シ現字紙ヲ截断シテ分担受信スルトキハ前
項ノ例ニヨリ毎截断紙ニ順序番號ヲ附記スヘ
シ

第三十九條 送信者ノ鎖孔紙ト末送信ノ鎖孔紙

トヲ混同セシメサルコトニ特ニ注意スヘシ

之カ爲密籠ヲ明瞭ニ区分シ且ツ鎖孔紙ノ両端

二三冊ヲ残シ置クヘシ

電報配達

第四十條

着信電報ニ誤謬アルコトヲ察見セシ

モ之カ枝正ヲナシ能ハサル場合ハ記事欄又ハ

送達紙ノ餘白ニ何々不明ニ付尋問中ナルモ取

敢配達以下記載シ直ニ配達ニ努ムヘシ後校正

ノ上ハ之ヲ受信人ニ通報スヘシ

第四十一條

浦潮着ノ軍用電報ニシテ受信人内

地方面ニ出発ノ為配達シ能ハサルモノハ其旨

察信所ニ通報シ察信人ノ請求ニ依リ函送スル

モノトス

第四十二條

件名表中継原書其他必要アルモノ

五

ニハ必ス經過順路ヲ記載シ置クヘシ

第四十三條 各家所報ニシテ更ニ余信ヲ要スル

電報ハ着信ノ手續ヲ了シタル後其着信紙ヲ受

付係ニ交付シ送達紙ハ之ヲ所長ニ配達スヘシ

但シ此電報ハ賴信紙ニ謄寫シ書類ノ整理ニ便

易ナラシムヘシ

第四十四條 保管電報ノ保管期間ハ三十日トス

第四十五條 保管電報ニシテ受信人ニ交付シタ

ル旨着信所ヨリ通報アリタル時ハ其事由ヲ余

信人ニ通報スヘシ

第四十六條 敷葉ニ亘ル電報送達紙ノ折疊方ハ

左ノ方々ニ依リ行フヘシ

1. 送達紙左線ヲ額表月日左方縦線ニ一致スル如ク

右ヨリ右ニ折ル

2. 同様ニ受信人欄左方縦線ニ合スル如ク左ヨリ

右ニ折ル

3. 受信人欄左方大縦線ヲ折目トシテ受信人名ガ

表面ニ出ル如ク右方ニ折ル

4. 受信人欄表面ニ受信人欄裏面ニ現ハルル如ク

ニ折シ西端ニ跨リ封印紙ヲ點付ス

九六

第四十七條 配達率ニ電報ノ頼信ヲ依托シ得ル

ハ左ノ場合ニ限ル

1. 軍機電報

2. 配達距離一里以上ニ隔リタル場所

3. 解船配達

但シ之カ爲配達率ヲ待タシムル時間ハ十分間

ヲ限度トス

第四十八條 電話ヲ以テ電報ヲ送ルコトヲ許可

セラレタルモノハ受信手ノ氏名時刻ヲ餘白ニ

記載シ件名表ノ摘要欄ニ電話ト記入シ送信手

捺印ヲナスヘシ送達紙ハ爾今郵送ニ附スル
カ若クハ配達ニ配達セシムルカハ狀況ニ依

第四十九條 線路障礙ノ爲メ郵送ヲ要スヘキ電

報ニハ其表面ニ未送電報在中ト朱書シ書留又

ハ特使ニヨルヘシ

第五十條 郵送電報ハ中継紙ニ轉寫シ原書ノ餘

白ニ月日時分何所ニ書留郵便又ハ特使ト記載
シ件名表ニハ摘要欄ニ郵送又ハ特使ト記入ス

ヘシ

五七

第五十一條 書留郵便ヲ以テ郵送スル時ハ通数

ヲ記載シタル送付書(番號)ヲ附スヘシヲ附スヘ

シ線路恢復スルニ至レハ所報ニテ其電報ノ通

数及發送時刻ヲ通知スルモトス

第五十二條 着信所ニテ前條ノ電報ヲ受取リタ

ル時ハ其送附書ニ記載シタル番號ト通数トヲ

調査シ受領證ヲ送付スヘシ(送附書ノ番號)ヲ記

シ若シ線上ニテ通報シ得ルニ至レハ之ヲ線上

ニテ通報スヘシ

新聞電報

第五十三條

新聞電報ノ取扱ハ野戰交通部ヨリ

交附セラレタル新聞電報取扱規則ニ依ルヘシ

第五十四條

新聞電報ノ傳送順位ハ普通所報ノ

次トス

第五十五條

新聞電報ニ廣告私信ニ類スルモノ

アルトキハ之ヲ受ケツケサルモノトス

第五十六條

新聞電報ハ軍司令部ノ承印アリ且

ツ後納兼信票ヲ有スルニアラサレハ受付ケサ

ルモノトス

第五十七條

新聞電報ヲ受クツケルニハ左ノ件

ニ注意スヘシ

1. 発信券ハ無効ノモノニアラサルヤ又後納電報

ハ取扱停止ノモノニアラサルヤ

2. 発信人名及著信局ハ発信券中ニ記載アルモノ

ト同様ナルヤ

3. 軍司令部ノ承印アルヤ

4. 電報ノ字数ハ発信券ニ記載シアルモノト相違

セサルヤ又ハ定限以内ナルヤ

第五十八條 新聞電報ニハ「カ」前置符號ヲ用ヒ

テ傳送スヘシ

後納電報ハ料金後納ノ所内心得タレヨ附スヘシ

第五十九條 新聞電報ノ通數並ニ字語數ハ普

通電報ノ件名表合計ニ合算スルモノトス

第六十條 新聞電報ノ整理ハ普通電報ト區別シ

テ行フヘシ

第六十一條 新聞電報ノ原書件名表ハ一句毎ニ

整理シ件名表ニハ月日発信人著信所受信人

又ハ新聞社名字語數経路ヲ明示シ置クヘシ

原書整理

九九

第六十二條 中継信ニシテ送受其日ヲ異ニセル

モノハ受信ノ日付ニヨリ整理スヘシ

第六十三條 電報原書ノ綴方ハ左ノ標準ニ依

ルヘシ

発着 中継共 一日ニ〇通迄一旬毎

〃 〃 〃 一日ニ〇〇通迄一日毎

〃 〃 〃 一日ニ〇〇通以上一日ヲ數個ニ

區分

一旬分ヲ合綴スル場合ニ於テハ一日分毎ニ其

日附ト通數トヲ記載シタル符箋ヲ附シ其日附

ノ順序ニ取纏ムヘシ一日分ヲ數個ニ介綴スル
 場合ニハ其表紙ニ正親ノ記入ヲナシタル外
 何箇ノ内第何號ト表記スヘシ
 第六十四條 聯送電報ノ整理ハ左ノ方法ニヨリ
 行フモトス

1. 聯送電報(京城方面ヘノ差着中継)ハ一般電報ト

区分シ之ヲ整理スルモトス

2. 聯送電報ノ件名表ハ別ニ之ヲ調製シ番號ヲ五

〇一ヨリ附ス

3. 臨時中継(差着中継)モ右ニ準シ摘要欄ニ經過順

第五

路ヲ記載シ置クヘシ

4. 中継順路ヲ誤リタル聯送電報ハ臨時中継ノ要

領ニ準シ整理スルモトス

5. 軍用線ヨリ國用線内へ國用線ヨリ軍用線内ニ
入ル可キ中継電報並ニ同伴名表ハ別ニ調製ス

ルモトス

6. 追尾雨送電報ハ摘要欄ニ其旨記載シ置クヘシ

第六十五條 電報ノ紛失送信洩レ秘密漏泄ヲ防

ク爲浦潮通信所ニ於テハ尤ノ如ク整理スヘシ

一 中継電報

書首

1. 中継紙ハ各機械毎ニ毎日使用スヘキ充分ノ救
 救ヲ豫備シ其紙數ノ番號ヲ調査シ置クヘシ
 2. 受信手ニ於テ紙數ニ枚以上ヲ要スル中経信ヲ
 受ケ又ハ中継信ヲ取消スコトアルモ其機械ニ
 属スル紙數ノ番號記載アル中継紙ノ外他ノ紙
 ヲ使用スヘカラス受信手ニ於テ中継信ヲ取消
 ス事アルモ之ヲ破毀セズ其原書ニ取消ト朱書
 シ之ヲ検査係ニ交附スヘシ
 3. 受信ヲ了シタル中継信ハ検査係直ニ件名表ニ
 記入シ之ヲ送信スヘキ機械ニ配布スヘシ

壹
 壹

4. 検査係ハ送信済ノ中継信ヲ時々蒐集シ送信時
 分ノ記入及送信手ノ記名アルヤ否ヤヲ検査シ
 其記入全キモノハ送信時刻ノ傍ニ捺印スヘシ
 但シ取消シタル中継紙ハ別ニ其理由ヲ記載シ
 置キ紙数脱號ノ理由ヲ明ニスヘシ
 5. 検査係ハ毎日通信ヲ了シタル後中継原書ノ
 枚数ヲ取調ヘ各機械ニ属スル中継紙ノ残番
 號ニ依リ當日使用セシ枚数ヲ算出シ原書ノ枚
 数ニ對照シ相違ナキヤヲ調査スヘシ
 二. 着信電報

1. 着送紙ハ各機械毎ニ毎日使用スヘキ充分ノ枚
 数ヲ豫備シ其紙数ノ番號ヲ調査シ置クヘシ
 2. 受信手ニ於テ紙数ニ枚以上ヲ要スル着信ヲ受
 ケ又ハ着信ヲ取消スコトアルモ其機械ニ属ス
 ル紙数番號ヲ記載シアル着送紙ノ外他ノ紙ヲ
 使用スヘカラス
 受信手ニ於テ着信ヲ取消スコトアルモ之ヲ破
 毀セス其原書ニ取消ト朱書シ之ヲ検査係ニ交
 付スヘシ
 3. 受信ヲ了シタル着信ハ検査係直ニ之ヲ受取リ

一ノ二

検査ヲナシ件名表ニ依リ着信番號ヲ着送紙ニ
 記載シ件名表ニ相當記入ノ上配達ニ附スヘシ
 取消シタル著信紙ハ別ニ保存シ置キ又特ニ糸
 信ニ入ル可キ著信紙ハ別ニ其理由ヲ記シ置キ
 紙數脱號ノ理由ヲ明ニスヘシ
 検査係ハ毎日通信ヲ終リタル後着信原書ノ紙
 數ヲ取調ヘ各機械ニ属スル著信紙ノ殘番號ニ
 依リ當日使用セシ紙數ヲ算出シ原書ノ紙數ニ
 對照シ相違ナキヤ否ヤヲ調査スヘシ
 第六十六條 報告書數ノ記載法並ニ記載上ノ注

定	意
並	ハ
ニ	本
中	部
隊	ヨリ
ヨリ	交
ヲ	附
送	セ
シ	ラ
ク	レ
ル	タ
諸	ル
注	通
意	信
ニ	ニ
依	関
ル	ス
ヘ	ル
シ	規

一〇〇一

其三 通信實施ニ關スル規定

大正十年二月一日臨時電信隊ニ於テ本書ヲ發布
シ爾來之ニ依リ通信ヲ實施シタリ(本文記載省略)

其四 通信所用諸帳簿記載ニ關スル教示

附通信所日誌記載例

大正十年六月臨時電信隊ニ於テ通信上ノ記録ニ
欠陥ナル日誌ヲ本書ヲ發布セリ(本文記載省略)